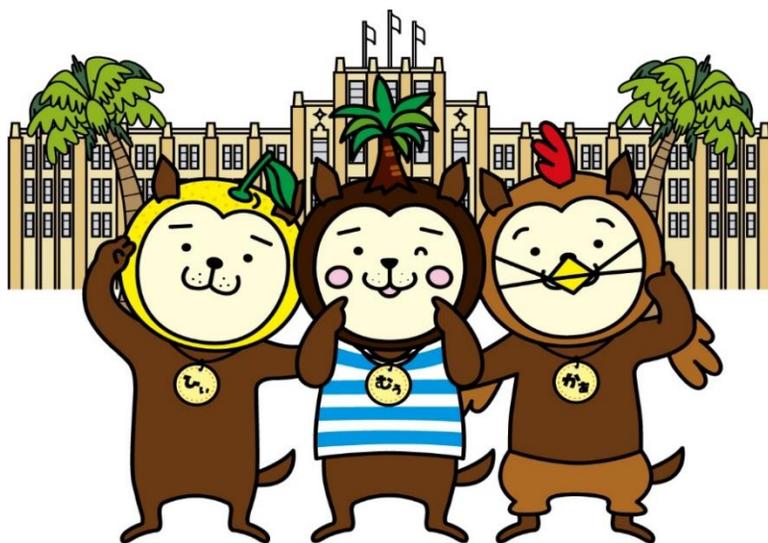


事業主の皆様へ

宮崎県と県内全市町村からの重要なお知らせです。

特別徴収でお願いします



個人住民税等の納付は

宮崎**県内**の**全市町村**は、個人住民税等の特別徴収を徹底するため、次の取組を実施しています。

- ① 原則、特別徴収未実施の**全ての事業主の方を特別徴収義務者として指定**させていただきます。
- ② 既に特別徴収を実施されている事業主の方も、一部の従業員の方が普通徴収とされている場合、その方についても特別徴収させていただきます。

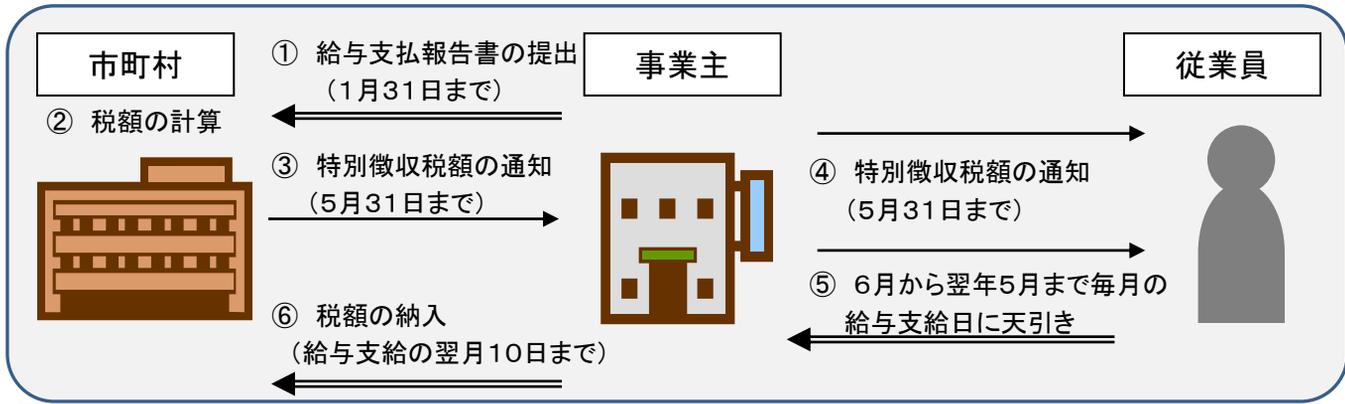
特別徴収は事業主の義務です

■ 個人住民税等の**特別徴収**とは、**事業主**(給与支払者＝特別徴収義務者)の方が、所得税の源泉徴収と同様に、**従業員**(給与所得者＝納税義務者)の方に毎月支払う給与から個人住民税(市町村民税＋県民税)＋森林環境税(国税)を**天引き**して、従業員の方がお住まいのそれぞれの市町村に納入していただく**制度**で、地方税法及び各市町村の条例で定められています。

特別徴収の方法による納税の仕組み

毎年5月に事業主の方あてに「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、その税額を毎月の給与から天引きし、翌月の10日までに合計額を各従業員の方の住所地の市町村へ納付していただきます。

※ 所得税のように税額を計算する必要はありません。



特別徴収は、従業員の皆様にとって大きなメリットがあります

- 毎月の給与から天引きされるため、**納め忘れがありません。**
- 一人ひとりが毎期ごとに**金融機関に支払に出向く手間を省く**ことができます。
- 1年分の税額を年12回に分けるため、**1回当たりの負担が少**くなります。
(従業員の方が直接納める普通徴収は年4回)

特別徴収に関する宮崎県内市町村お問合せ先

市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号
宮崎市	納税管理課	0985-21-1741	高鍋町	税務課	0983-26-2012
都城市	市民税課	0986-23-7169	新富町	税務課	0983-33-6076
延岡市	市民税課	0982-22-7065	西米良村	村民課	0983-36-1111
日南市	税務課	0987-31-1121	木城町	税務課	0983-32-4732
小林市	税務課	0984-23-0115	川南町	税務課	0983-27-8003
日向市	税務課	0982-66-1016	都農町	税務課	0983-25-5715
串間市	税務課	0987-72-1112	門川町	税務課	0982-66-1144
西都市	税務課	0983-32-1001	諸塚村	税務会計課	0982-65-1113
えびの市	税務課	0984-35-3737	椎葉村	税務住民課	0982-67-3205
三股町	税務財政課	0986-52-9638	美郷町	税務課	0982-66-3602
高原町	税務会計課	0984-42-2113	高千穂町	税務課	0982-73-1201
国富町	税務課	0985-75-9404	日之影町	税務課	0982-87-3803
綾町	町民課	0985-77-1113	五ヶ瀬町	町民課	0982-82-1704

特別徴収の制度についてのお問合せ先は、宮崎県 総務部 税務課(電話0985-26-7020)
市町村課(電話0985-26-7023)

* 詳しくは、ホームページでご確認ください。

宮崎県 特別徴収

検索

* このチラシは、既に特別徴収を行っている事業所にも送付させていただいております。